

機密情報の取り扱い規則

(目的)

第1条 この規則は、本会の活動の参加者から開示された機密保持の必要があると指定された情報の扱いについて、必要な事項を定める。

(機密情報の定義)

第2条 本会の活動のなかで本会の活動の参加者から開示された情報であって、開示者が機密情報であることを明示したものは、開示者の機密情報（以下、「機密情報」と記す）とする。また、本会の活動のなかで新たに作成された情報は、本会の機密情報とする。ただし、情報が次の各号の一に該当する場合は、当該情報は機密情報の該当しないものとする。

- (1) 機密情報を知得する前に、既に自ら所有していたことを証明できる情報
- (2) 機密情報の開示があった時に、既に公知になっている情報
- (3) 機密情報の開示があった後に、自らの責によらずして公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に知得したことを自ら証明できる情報
- (5) 開示された機密情報によらずして独自に開発したことを自ら証明できる情報

(機密情報の利用可能範囲)

第3条 機密情報の利用可能範囲は、本会の全会員および各会員の構成員として入会申込書に登録されたメンバー（以下、「登録メンバー」と記す）および当該メンバーが所属する企業の役員または従業員であって当該メンバーの業務に直接関係している者（以下、「メンバーの業務関係者」と記す）の範囲（レベル1）、ワーキング・グループのメンバーおよびワーキング・グループのメンバーの業務関係者の範囲（レベル2）、そしてプロジェクトのメンバーおよびプロジェクトのメンバーの業務関係者の範囲（レベル3）の3段階とする。

(機密情報の管理義務)

第4条 各会員は、機密情報を善良な管理者の注意をもって管理する。

2 本会の活動のなかで開示または作成されたすべての機密情報（ただし、ワーキング・グループの活動の中で開示または作成された機密情報およびプロジェクトの活動の中で開示または作成された機密情報を除く）は、本会の登録メンバーおよび当該メンバーの業務関係者の範囲（レベル1）での利用に限定し、理事会または幹事会の決議による許可なく、それ以外の第三者に開示してはならない。

3 ワーキング・グループの活動の中で開示または作成された機密情報は、ワーキング・グループ管理者または当事者間で別途取決めがない限り、そのワーキング・グループのメンバーおよび当該メンバーの業務関係者の範囲（レベル2）の利用に限定し、それ以外の第三者に開示してはならない。

4 プロジェクトの活動の中で開示された機密情報は、プロジェクト管理者または当事者間で別途取決めがない限り、そのプロジェクトのメンバーおよび当該メンバーの業務関係者の範囲（レベル3）の利用に限定し、それ以外の第三者に開示してはならない。

(利用許諾)

第5条 幹事会が必要と認めた場合には、その決議により、許諾された者は、第3条によらず、定款第3条の目的のために、他のワーキング・グループおよびプロジェクトの機密情報を利用することができる。

(有効期間と終了後の対応)

第6条 本会の機密情報（ワーキング・グループの活動の中で開示または作成された機密情報およびプロジェクトの活動の中で開示または作成された機密情報を除く）は、本会が機密情報として管理している期間において第4条および5条に定める義務は存続する。

2 ワーキング・グループの活動の中で開示または作成された機密情報およびプロジェクトの活動の中で開示または作成された機密情報は、該当するプロジェクトまたはワーキング・グループ活動が終了した以降も、3年間は、第4条および5条に定める義務は存続する。

3 各会員は、本会を退会する時は、本会の指示にしたがい、機密情報およびその複製物一切を退会時に本会に返還又は廃棄し、それを記憶した電子媒体を含め、何らこれらの情報を保有してはならず、また本会退会後も引き続き、第1項および第2項に定める義務を負わなければならない。

附則

1. この規則は、平成27年12月17日から施行する。
2. この改定は、平成28年3月3日から施行する。